

食のみやこ鳥取県推進協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第1号及び第7条の規定に基づき、食のみやこ鳥取県推進協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものである。

(調査審議する事項)

第2条 協議会は、別表に掲げる事項について調査審議するものとする。

(組織)

第3条 協議会は、別表に定める委員をもって組織する。

(委員)

- 第4条 委員は、その調査審議する事項に関し知識又は経験を有する者のうちから、知事が任命する。
- 委員の任期は、任命した日から翌年度の末日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 委員は、再任することができる。

(部会)

- 第5条 協議会に、別表に定める部会を置く。
- 部会に会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。
 - 会長は、当該部会の会務を掌理する。

(会議)

- 第6条 部会の会議は、会長と協議の上、鳥取県商工労働部兼農林水産部市場開拓局食のみやこ推進課長（以下「食のみやこ推進課長」という。）（会長が定まる前にあつては食のみやこ推進課長）が招集する。
- 部会は、部会委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
 - 部会の議事は、出席した部会委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(審査方法)

第7条 各委員は、各部会の審査要領により審査するものとする。

(結果の連絡等)

- 第8条 食のみやこ推進課長は、前条の審査結果を踏まえ、その結果について審査を受けた全ての個人、団体に文書で通知することとする。
- 採択された計画（事業主体、事業概要、交付予定額等）については、鳥取県公式ホームページ「とりネット」で公表することがある。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、鳥取県商工労働部兼農林水産部市場開拓局食のみやこ推進課において行う。

(委員の秘密保持義務)

第10条 委員は、審査の過程で知り得た団体等の秘密を厳守するとともに、正当な理由がなく、これを自己の利益のために利用してはならない。委員の任期終了後においても同様とする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年5月15日から施行する。

附 則
(施行期日)

この要綱は、平成27年7月22日から施行する。

別表 (第2条、第3条、第5条関係)

部 会	調査審議する事項	組 織
鳥取県ふるさと認証食品協議部会	鳥取県ふるさと認証食品の認証に関する事項	委員は12名以内とする。
「食のみやこ鳥取県」特産品コンクール審査部会	「食のみやこ鳥取県」特産品コンクールにおける優れた特産品の選定に関する事項	委員は12名以内とする。
とっとり県産品利用促進協議部会	県内において生産若しくは製造加工された製品又は県内で生産又は伝承されている材料、技術等を用いて県外において生産若しくは製造加工された製品の利用促進等に関する事項	委員は12名以内とする。